

支部総会参加費助成金支給手順書

令和5年7月1日

- 1) 対象者；支部総会に女性会員及び卒後5年以内の若手会員が参加した時の参加費の一部を助成する
- 2) 対象支部：大分支部及び職域支部を除く全支部
- 3) 助成金額：支部総会での飲食費で一人当たり最高3,000円まで
但し、飲食費が3,000円未満の場合は実費とする
- 4) 取り扱い開始日：令和5年4月1日より
- 5) 申請手順
 - ①支部長が「支部総会参加費助成金申請書」を作成
 - ②事務局へ送付（メールにて）
四極会事務局E-mail；shiwasu@po.d-b.ne.jp
 - ③本部で内容を確認し、支部指定口座へ該当金額を振込む